

重要事項

1. 事業所の概要

事業所名	合同会社すまいるスパイラル
名称	みんなの訪問看護リハビリステーションすまいる
所在地	高浜市呉竹町4丁目2-12 コーポ東山102
開設年月	令和3年4月1日
介護保険事業所番号	2364690061
代表者	神谷 春男
電話番号	0566-87-7251
FAX番号	0566-55-1573
サービス提供地域	高浜市、碧南市、安城市、刈谷市、知立市、東浦町、半田市、上記以外の地域にも相談により訪問可能

2. 職員構成

職種	常勤	非常勤	計
管理者(看護師)	1名		1名
看護師	6名		6名
理学療法士	3名		3名
事務職	2名		2名

※状況に応じて職員の若干名の増減がある場合があります。

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8:30～午後5:00 ※ 営業時間外でも24時間の連絡体制を整えています。
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日 8/13～8/15、12/29～1/3 ※ 祝日にケアが必要な場合は、相談に応じてサービスの提供をします。

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間外での訪問を行います。

4. 事業所の方針および特徴

皆さまの笑顔を引き出し、笑顔の輪をつなげていけるようお手伝いします。

- (1) かかりつけ医師との連携を図り、利用者が安心して在宅療養ができるよう支援します。
- (2) 地域の保健・医療・福祉との連携を密にし、利用者に必要なサービスが広がるよう努めます。
- (3) 医療機関と常に連携を図り、利用者の状況に対応できるよう関わります。
- (4) 訪問看護に必要な知識・技術・人間性を身につけ、利用者に喜んで頂ける質の高いサービスの提供をします。
- (5) 訪問看護の依頼に速やかに対応し、利用者の不安の軽減を図り、在宅療養を支援するよう心がけます。
- (6) 退院直後より医療処置、ターミナルケアなど必要な利用者及び家族への支援を専門的に行います。
- (7) 身体機能の維持・日常の活動の向上を目指し、リハビリテーションを行います。
- (8) 居宅の環境整備に必要な助言・提案を行います。
- (9) 利用者及び家族のプライバシーを尊重し、相談・助言・精神的支援を行います。
- (10) 利用者にとって最良の技術を提供します。

現状に満足せず、常により良いサービスを提供できるよう努力を惜しません。

5. 訪問看護内容

- (1) 病状の観察と病状悪化予防
- (2) 清潔援助(全身清拭・陰部洗浄・洗髪・足浴等)
- (3) 褥瘡の処置と予防
- (4) 酸素療法の管理
- (5) 中心静脈栄養・点滴の管理
- (6) 経管栄養の管理
- (7) 膀胱留置カテーテルの管理
- (8) ストーマ(人工肛門・人工膀胱など)の管理
- (9) 医師との連絡・調整
- (10) 医師の指示による医療処置
- (11) リハビリテーション
- (12) 終末期の看護

6. 衛生管理

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7. 業務継続に向けた取組の強化

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(訪問看護計画)を策定し、当該訪問看護計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 職員に対し、訪問看護計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に訪問看護計画の見直しを行い、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。

8. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業者及び職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 事業者及び職員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所事業者及び職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 利用料金

- (1) 保険による訪問看護
サービスを利用した場合の基本料金は別紙参照
- (2) 医療保険による訪問看護
法定利用料に基づく料金は別紙参照

10. 訪問看護師の交替

- (1) 利用者からの交替の申し出
選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情、その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。但し、利用者から訪問看護師の指名はできません。
- (2) 事業者からの訪問看護師の交替
事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。
訪問看護師を交替する場合は、利用者・家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

11. 守秘義務

事業所及び訪問看護師・理学療法士は、業務上知り得た利用者・家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

12. 相談窓口・苦情の受付

みんなの訪問看護リハビリステーション すまいる 管理者 神谷 春男	(月曜日～金曜日) 午前 8:30～午後 5:00 TEL 0566-87-7251 FAX 0566-52-7918
各市区町村地域包括支援センター	
愛知県国民健康保険団体連合会	(月曜日～金曜日) 午前 9:00～午後 5:00 TEL 052-971-4165 FAX 052-962-8870

13. 緊急時の連絡体制について

- (1) 24 時間対応体制のため、営業時間外でも電話の連絡が可能です。
- (2) 休業日に緊急訪問をした場合は、別途料金が発生します。(別紙参照)

14. 緊急時対応

緊急時及び事故発生時において、緊急対応のうえ、かかりつけ医師へ連絡し指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡します。

15. 損害賠償責任

当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて、万が一事故が発生した時、不可抗力を除き当事業者にその原因が認められる場合、速やかに損害を賠償します。
ただし、利用者・家族に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償を免ずることができるものとします。

16. 訪問看護の実施について

- (1) 利用者・家族と面談し、居宅サービス計画書及び、かかりつけ医師の指示書のもと、利用者・家族の希望を聞き、状態を把握して訪問看護を実施します。
- (2) かかりつけ医師に対して、訪問看護計画書・訪問看護報告書を提出します。
- (3) 時間外の訪問については、必要に応じて対応します。